



## あなたの掛金はこうして決まっています



### 共済組合の掛金の決まり方

ここでははじめて給与明細を受け取った方を想定して、共済掛金の仕組みを簡単に説明したいと思います。皆さんの給料から天引きされる共済掛金は、次のように計算されています。

〔納められた共済掛金は、勤務先から徴収する負担金とともに健康保険事業・年金事業・保健事業などに役立てています。〕  
〔例えば病院にかかったときの医療費は3割自己負担が原則ですが、残る7割の医療費は共済掛金が負担しています。〕

$$\text{標準報酬月額} \times \text{掛金率} = \text{掛金}$$

#### 標準報酬月額

掛金を計算する際に重要となるのが「標準報酬月額」です。(いわゆる「手取り額」や「総支給額」ではありません) 資格取得時の標準報酬月額は、就職したときの報酬月額を用いて算定します。これを資格取得時決定といいます。

$$\text{報酬月額} = \text{基本給} + \text{諸手当} \quad (\text{通勤手当、住居手当、扶養手当、時間外手当など})$$

$$\text{標準報酬月額} = \text{報酬月額を標準報酬等級表にあてはめて決定したもの}$$

たとえば資格取得時の報酬月額が(例)のような場合、標準報酬月額等級に当てはめると次のようになります。

(例) 197,000円(報酬月額) → 200,000円(標準報酬月額)

(例) 205,000円(報酬月額) → 200,000円(標準報酬月額)

報酬月額が変わっても等級表上は変動がないものとみなされるため、どちらも同じ標準報酬月額になります。しかし、今後昇進等に伴って給料が高くなるにつれ、掛金計算のもとになる標準報酬月額も高くなります。よってこれから先、その分納入すべき掛金は増額していくことが想定されます。

〔4月に決定された標準報酬月額は原則その年の8月まで適用されます。〕  
〔9月からの標準報酬月額は4月・5月・6月の3カ月の報酬月額の平均で決まり、翌年8月まで適用されます。〕

#### 途中で給料が上がったら？あるいは下がったら？

標準報酬月額は年に1回(毎年9月に)見直されますが(これを「定時決定」といいます)、1年の間で「固定給の変動」に伴う「著しい変動<sup>(※)</sup>」があれば、その都度、標準報酬月額を改定します。(これを「随時改定」といいます。)

(※)「著しい変動」とは固定給の変動があった月を含め、以後3カ月の報酬月額の平均額から導かれる等級が現在より2等級以上高い(あるいは低い)場合のことを言います。

## 短期組合員の皆さんへ

市町村、一部事務組合の常勤の職員、及び一定の条件を満たした会計年度任用職員は、就職した日から市町村職員共済組合の組合員となります。ここでは、短期組合員について説明いたします。

### 共済事業について

令和4年10月から、被用者保険(厚生年金・健康保険)の適用が拡大されたことに伴い、非常勤職員の皆さんにおいても共済組合の組合員(以下、「短期組合員」といいます。)となり、短期給付・福祉事業が適用されることになりました。

地方公務員共済組合制度は、組合員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害もしくは死亡又は、その被扶養者の病気、負傷、出産、死亡もしくは災害に関して適切な給付を行うため、相互救済を目的として設けられた制度です。

共済組合では、下記の3つの事業を行っており、新たに本組合の「短期組合員」となった方は、「短期給付事業」と「福祉事業」のみが適用されます。



<b>短期給付事業</b>	病気、ケガ、出産、休業、災害、死亡などの際に、組合員とその家族に必要な給付をします。
<b>福祉事業</b>	健康保持増進事業(健康診査など)、また住宅資金等の貸付けなども実施します。
<b>長期給付事業<sup>※</sup></b>	組合員の退職、障害、死亡の際に、年金や一時金を給付します。

短期組合員の方は、この2つが適用されます。

※短期組合員の年金制度については、日本年金機構の適用となりますので、共済組合の長期給付事業は適用されません。



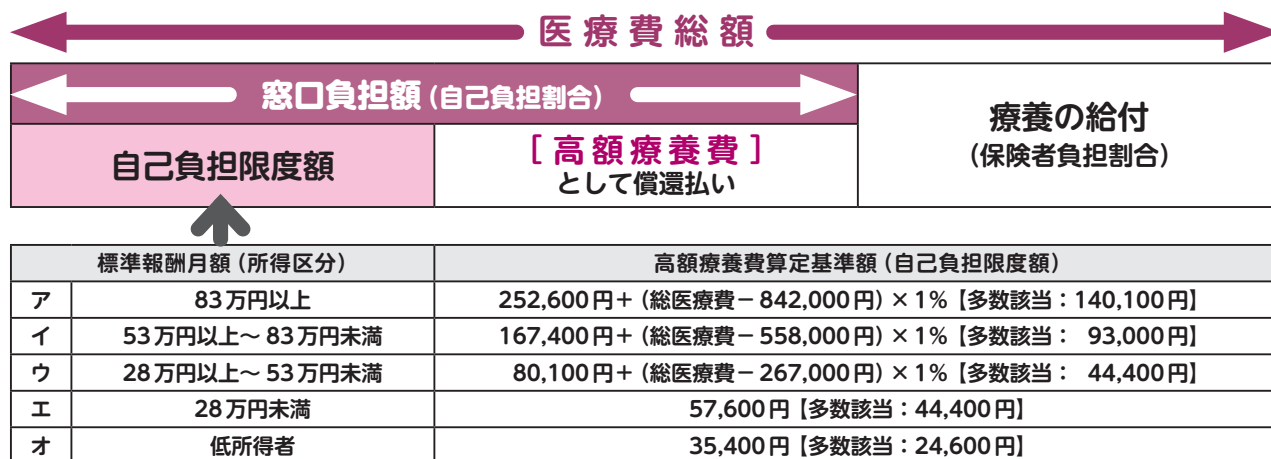
# 医療保険制度って何？

## 高額療養費制度について

地方公務員の共済組合制度は、社会保険制度の一環として、相互救済によって組合員及びその被扶養者が安心して生活を送れるようにするための制度で、共済組合が医療保険者として皆さんから掛金を納付いただき、安心して公務に従事していただけるよう、事業運営を行っています。

事業の一つである高額療養費制度とは、同一月にかかった医療費の自己負担額が軽減されるものです。医療機関を受診するときは、原則、医療費の3割（未就学児や70歳以上の者は2割）を窓口で支払いますが、入院等で医療費が高額となると、医療費の支払いは大きな負担となります。組合員や被扶養者の自己負担額が高額になるときは、自己負担額から下記の自己負担限度額を超える金額を「高額療養費」として共済組合から償還（支給）されます。

### 高額療養費の自己負担限度額（70歳未満）



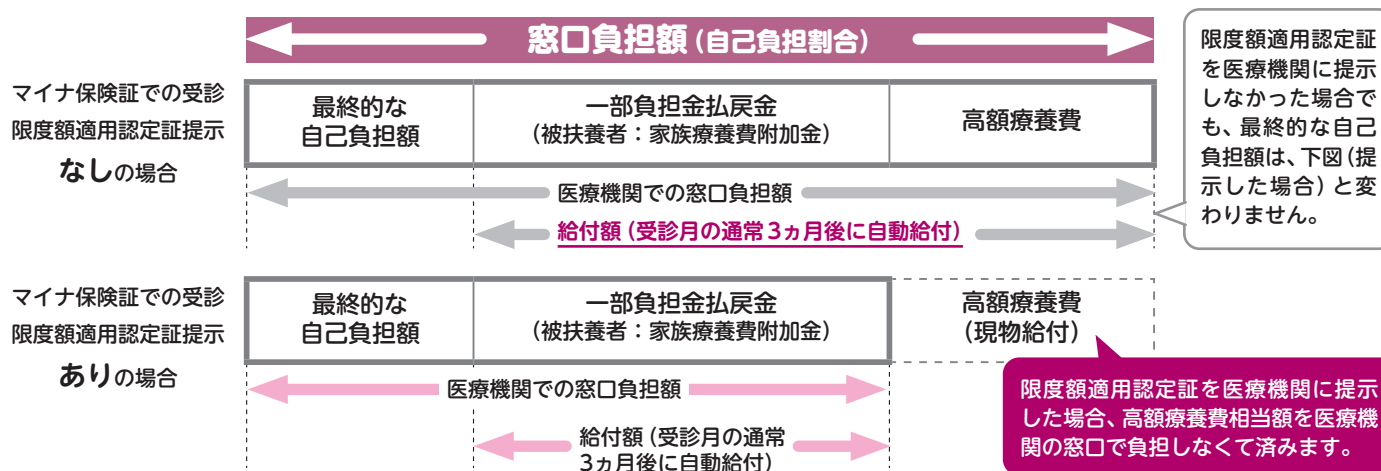
※70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額については、上記と異なります。

※多数該当の金額は、過去12カ月に3回以上高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降の自己負担限度額です。

### 医療費が高額になりそうときは窓口でマイナ保険証※・限度額適用認定証を提示しましょう！

高額療養費制度では、医療費が高額になり自己負担限度を超えた場合、その超えた分が後から「高額療養費」として償還（支給）されます。ただし、償還（支給）までにはおよそ3ヵ月以上かかるため、一旦は多額の費用を窓口で支払っていただくこととなります。しかし、「マイナ保険証」又は「限度額適用認定証」を医療機関の窓口で提示することで、支払いを自己負担限度までに抑えることができます。 ※マイナ保険証については、25ページをご覧ください。

### マイナ保険証又は限度額適用認定証を医療機関に提示した場合としない場合の比較



奈良県市町村職員共済組合においては窮迫した財政状況が続いており、医療費の削減が大きな課題となっております。新規採用組合員の皆さんにおかれましても、日々の健康増進を意識いただき病気などを未然に防ぐとともに、万が一の場合は手術や入院が必要となる前に速やかに医療機関等を受診しましょう。皆さんが健康な毎日を送ることができるよう、医療保険者として様々な取り組みを行ってまいりますので、今後ともご協力を何卒よろしくお願いいたします。



## 医療費削減にご協力ください

共済組合は組合員の皆さんからの掛金や所属所からの負担金で財政を賄いますが、本組合の短期財政は非常に厳しい状況が続いています。今後も状況が変わらないと掛金率の上昇が見込まれるため、将来的には組合員の皆さんから徴収する保険料が高くなる可能性があります。医療機関での窓口負担の軽減・医療費全体の削減のため、下記のことについて、皆さんのご協力をお願いいたします。

### ✓ かかりつけの医師に相談を！

風邪などの軽い病気であれば、大きな病院と開業医では治療内容はほぼ変わりません。かかりつけの医師を持ち、気になることがあったらまずはかかりつけの医師に相談しましょう。



### ✓ 平日の時間内に受診できませんか？

急を要しない疾病で診療時間外や深夜・休日などに受診をすると、割増料金がかかる上に救急医療の妨げになることもあります。

休日や夜間に受診しようとする際には、平日の時間内に受診することができないのか、もう一度考えてみましょう。

### ✓ 重複受診は控えましょう。

同じ病気で複数の医療機関を受診することは控えましょう。医療費を増やしてしまうだけでなく、重複する検査や投薬によりかえって体に悪影響を与えてしまうなどの心配もあります。

### ✓ 薬のもらいすぎに注意！

処方されたお薬を飲み忘れたり、病院受診と処方の日にちが重複したりして余ってしまったお薬を残薬といいます。正しく服用しないために症状が改善せず、処方される薬の量が増え、残薬が増えるといった悪循環も発生するケースもあります。

医療費の約2割を占める薬剤費について、薬剤師さんに相談することや、お薬手帳を活用することで残薬を無くしましょう。

### ✓ 後発医薬品の積極的な利用について

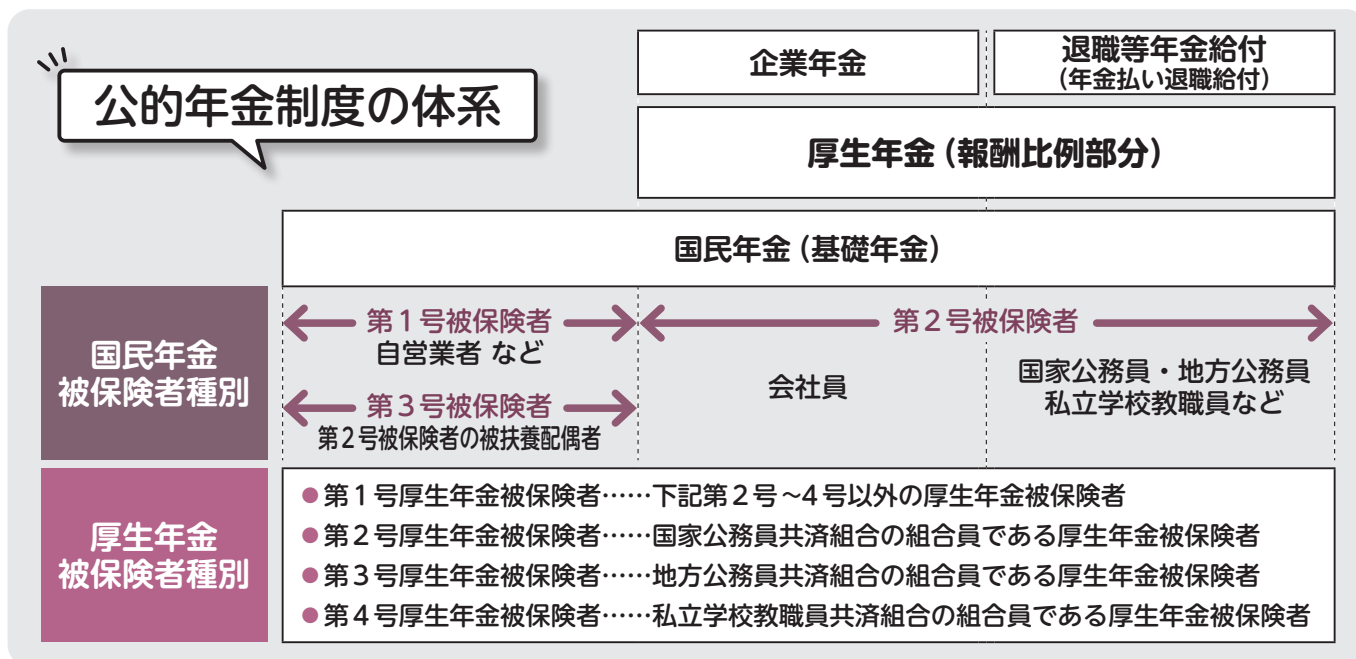
後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、特許期間が切れた新薬と同じ有効成分で作られており、効き目や安全性は国が審査承認しているので安心です。ジェネリック医薬品の使用は、お薬代の軽減と共済組合財政の改善につながります。



## 公的年金制度のしくみ

公的年金には全国民を対象とした「国民年金」と、民間企業に勤めている方や公務員、私立学校の教職員を対象とした「厚生年金」の2種類があります。

※平成27年10月に被用者年金制度が一元化され、公務員も「厚生年金」の被保険者となりました。



## 年金給付の種類について

支給要件を満たしている場合に、次の年金が支給されます。

### ① 老齢給付

老後の生活を支えるための年金で、支給開始年齢に達したときに支給されます。  
老齢給付には厚生年金の「老齢厚生年金」と国民年金の「老齢基礎年金」があります。

### ② 障害給付

ケガや病気で障害の状態になったとき、生活を支えるために支給されます。  
障害給付には厚生年金の「障害厚生年金」と「障害手当金」、国民年金の「障害基礎年金」があります。

### ③ 遺族給付

上記①や②を受けられる人(在職中を含む)が死亡したとき、遺族の生活を支えるために支給されます。  
遺族給付には厚生年金の「遺族厚生年金」と、国民年金の「遺族基礎年金」があります。

公的年金は1人1年金のため老齢・障害・遺族給付のうち、給付事由が異なる2つ以上の年金を有するときは、原則として、いずれか1つの年金を選択することになっています。

65歳以降は給付事由の異なる年金を併給できる場合があります。



# 「動画でわかる地方公務員の年金制度」使用方法について



本組合公式ホームページでは、年金制度に関する解説動画をご覧いただけるコンテンツを配信しています。

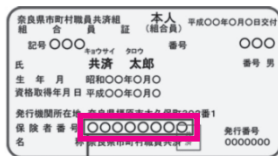


## 年金の〇〇について紹介動画

HOME > 年金の〇〇について紹介動画

### ログイン方法

組合員証の「保険者番号」を「パスワード」に入力ください。



お手持ちの組合員証カードをご覧いただき、パスワードに奈良県市町村職員共済組合の保険者番号（8桁）を入力してください。

### 動画ページへログイン

パスワード:





# この春から組合員貯金を 始めてみませんか!

本組合の『組合員貯金』は、地方公務員等共済組合法に基づき、組合員の生活の安定と福祉の増進を目的として、組合員の皆さんからお預かりしたお金を、安全かつ効率的に運用し、その運用収益を皆さんに利息として還元する事業です。

貯金利率は、令和6年4月1日現在、

**年利1.10% (半年複利)** となっています。

※変動金利

**低金利時代の今だからこそ、ご自身の資産管理は大切です。**

**高金利で安全性の高い組合員貯金へのご加入をお勧めします。**

※組合員貯金への加入については、所属所共済事務担当課を經由してお申し込みください。

## 積立方法

- **定例積立** (毎月の給料から天引きして積立)
- **ボーナス積立** (6月・12月のボーナスから天引きして積立)
- **臨時積立** (随時に希望額を積立)

## 払戻日

	締切日 <sup>注2)</sup> (休日の場合は翌営業日)	払戻日 (休日の場合は前営業日)
一部払戻	払戻月の15日	毎月末日
	払戻月の前月末日	毎月15日
解約払戻 <sup>注1)</sup>	払戻月の15日	毎月末日

注1) 解約の場合は解約しようとする月の前月27日まで(休日の場合は翌営業日)に所属所共済事務担当課を通じて本組合への解約の報告が必要となります。

注2) 締切日は本組合への必着日であり、所属所での締切日とは異なる場合があります。所属所での締切日は、所属所共済事務担当課にご確認ください。

※貯金利率につきましては、金融情勢及び運用状況により適宜見直しを行うこととなります。

また共済組合は預金保険制度における金融機関に該当しないことから、共済組合と組合員貯金者との間にペイオフは適用されません。





# 貸付事業 のご案内

共済組合では、福利厚生の一環として貸付事業を行っています。  
貸付利率は **年利1.26%**<sup>※1</sup> です。  
貸付の決定日は毎月2回<sup>※2</sup> とし、  
決定日の概ね1ヵ月後に個人口座へ  
貸付金を送金しています。  
ご自身の返済計画(償還額)<sup>※3</sup> を  
ご勘案の上、ご利用ください。



## 各貸付の概要

貸付種類	概要	
普通貸付	自動車や生活用品の購入等に対して貸付を行います。	
特別貸付	入学貸付	学校教育法に規定する高等学校等への入学金を含む入学時に必要な費用に対して貸付を行います。
	修学貸付	学校教育法に規定する高等学校等での授業料を含む修学費用に対して貸付を行います。
	結婚貸付	結婚式その他婚姻に要する費用の支払いに対して貸付を行います。
	葬祭貸付	葬儀その他葬祭に要する費用の支払いに対して貸付を行います。
住宅貸付 <sup>※4</sup>	組合員の居住する住宅の新築・改築・修理・購入に要する費用に対して貸付を行います。	

上記の他、医療貸付・高額医療貸付・出産貸付・災害貸付等があります。

各貸付の注意事項	普通貸付	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸付金の送金後、30日以内に「完了報告書」の提出が必要となります。完了報告書には費用の支払日の分かる領収書等を添付してください。(注) 完了報告書を期日までに提出されない場合、即時償還の対象となることがあります。</li> </ul>
	修学貸付	<ul style="list-style-type: none"> <li>修学貸付に限り、元金返済の据置(修業年限中に限り、毎月利息のみの償還とし、修業年限終了後に元本の償還を行っていただくこと)を選択することができます。据置は貸付申込時に選択し、選択後は償還方法を変更することはできません。</li> </ul>
	住宅貸付	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅貸付を申し込まれた場合、事前に住宅調査を行う場合があります。住宅調査では、担当職員が直接修理箇所等を確認させていただきます。</li> <li>貸付の対象とした事由が完了(工事完了・所有権移転・所有権登記等)したときは、直ちに「完了報告書」に必要書類を添えて提出してください。(注) 完了報告書を期日までに提出されない場合、即時償還の対象となることがあります。</li> </ul>

## 貸付時の注意事項

- 原則として支払期限の過ぎた事由に対する貸付はできません。(葬祭貸付を除く)
- 他で借り受けたローン等の借換に対する貸付けはできません。
- 貸付金は毎月の給与から天引きで償還していただき、償還中に退職金が支給される場合にはその退職金から一括して残金を償還していただくこととなります。
- 任期の定めのある職員である組合員の方にもご利用いただけますが、一部要件が異なります。

※1 利率は、地方公務員等共済組合法第77条第4項に規定する退職等年金給付の基準利率に連動して変動します。(基準利率は、毎年9月30日までに算定され、翌10月から1年間固定して適用されます)  
 ※2 毎月1日と15日が決定日です。(休日の場合は翌営業日)  
 ※3 毎月の償還額(他の金融機関等への償還額を含む)が給料月額額の30%を超える場合又は年間の償還額(他の金融機関等への償還額を含む)が年収額の30%を超える場合は貸付けができません。  
 ※4 住宅貸付は、組合員の資格取得後1年を経過した日から借り受けられます。